

令和7年第3回隱岐の島町議会定例会会議録

開 会 (開議) 令和7年9月25日(木) 9時30分 宣告

1. 出席議員

1番	松 山 貢	6番	牧 野 牧 子	11番	安 部 大 助
2番	村 上 一	7番	齋 藤 則 子	12番	前 田 芳 樹
3番	西 村 万里子	8番	村 上 謙 武	13番	石 田 茂 春
4番	脇 田 千代志	9番	菊 地 政 文	14番	高 宮 陽 一
5番	山 田 浩 太	10番	西 尾 幸太郎		

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池 田 高世偉	水 産 振 興 室 長	曾我部 一 彦
副 町 長	大 庭 孝 久	建 設 課 長	岸 本 則 和
教 育 長	野 津 浩 一	都 市 計 画 課 長	石 田 傑
会 計 管 理 者	齋 藤 和 幸	環 境 課 長	原 秀 人
総 務 課 長	宇 野 慎 一	エネルギー対策室長	野 津 寿 天
危 機 管 理 室 長	柳 原 潔	国民スポーツ大会推進課長	茶 山 宏
地 域 振 興 課 長	橋 本 博 志	上 下 水 道 課 長	村 上 和 久
財 政 課 長	長 田 寿 幸	布 施 支 所 長	坂 本 忠 忠
施 設 管 理 課 長	堀 川 秀 樹	五 箇 支 所 長	石 橋 忠 夫
税 務 課 長	池 本 繁 樹	都 万 支 所 長	近 藤 勝 志
町 民 課 長	和 田 美由貴	中 出 張 所 長	黒 川 直 照
保 健 福 祉 課 長	野 津 千 秋	総務学校教育課長	金 井 和 昭
住 民 福 祉 担 当 課 長	広 江 和 彦	社 会 教 育 課 長	中 村 恒 一
商 工 觀 光 課 長	藤 野 一	中 央 公 民 館 長	木 瀬 高 宏
農 林 水 産 課 長	増 本 直 行	代 表 監 査 委 員	嶽 野 正 弘

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長 田 中 拳 事 務 局 長 補 佐 齋 賀 千 春

1. 議員提出議案の題目

発委第3号 隠岐の島町議会委員会条例の一部を改正する条例

発委第4号 隠岐の島町議会会議規則の一部を改正する規則

発議第1号 給食無償化に際し、質・量の確保を担保するための国による十分な予算措置を
求める意見書

議事の経過

○議長（安部大助）

おはようございます。

ただ今から、本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（本会議休憩宣言 9時30分）

（全員協議会開会宣言 9時30分）

○議長（安部大助）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（全員協議会閉会宣言 13時30分）

（本会議再開宣言 13時30分）

日程 第 1. 委員長報告

「委員長報告」を行います。

各常任委員会に付託した町長提出議案の、議第63号から議第77号までの条例、補正予算関係、契約の締結等15件と、認定第1号から認定第6号までの決算認定6件、請願2件、並びに継続審査となっている各委員会の調査事項を一括して議題とします。

ただ今、議題となりました件に関しまして、所管の委員会における審査の経過及び結果等について、委員長の報告を求めます。

はじめに、総務教育民生常任委員長7番：齋藤 則子 議員

○7番（齋藤則子）

皆さまこんにちは。それでは早速、総務教育民生常任委員長報告を行いたいと思います。

令和7年9月25日、第3回定例会、委員会開催日は、9月4日、5日、19日、22日、24日の5日間でございます。

付託案件は、別紙のとおりでございます。

審査の結果についてでございますが、条例の一部改正、廃止、一般会計及び特別会計補正予算は、すべて全会一致で「可決すべし」でございます。

一般会計及び特別会計決算の認定は、全会一致で「認定すべし」でございます。

請願第2号は賛成少数で「不採択すべし」でございます。

請願第3号については、全会一致で「採択すべし」でございます。

審査の経過及び主な意見・指摘事項等についてでございますが、1. 議第73号「令和7年度一般会計補正予算(第2号)」についてです。

新規事業の「隠岐の島町立小中学校教育環境基本計画策定業務委託料」990万円が上がっております。本事業は、令和7年3月付で提出された、「隠岐の島町立小中学校のあり方に関する検討結果報告」に基づいて行われる新たな基本計画策定業務の外部委託料でございます。今年度の補正額297万円は、その3割の前払い金であり、693万円は、来年度の債務負担額でございます。

令和6年6月20日、「隠岐の島町立小中学校のあり方に関する検討委員会」が設置され、教育委員会から委嘱された9名で、9回に渡る検討を進め、令和7年3月に検討結果報告書が提出されました。

その内容の一部でございます、学校再編が小中とも「2校体制」にとの見出しで、5月20日付の新聞で衝撃的に報道されたことで一般的に知られることになった経緯がございます。

担当課からは、この検討委員会の報告は、あくまでもたたき台であり決定事項ではなく、今後、府内で組織する基本計画策定委員会で計画案を作成するとの報告がございました。

委員会での主な意見は次のとおりでございます。

まず、「小学校中学校の適正規模が小学校2校、中学校2校、1学級の定数がそれぞれ20人、25人が望ましいとされているが、様々な見解の違いもあるわけだから、当事者、関係者たちにも広く考えを聞いて、慎重に事を運ばないようにするべきだ。また、デジタル方式を取り入れれば遠隔授業もできる。統廃合だけでなく別の構想も模索すべきだ」。

次に、「現在の計画の期限が令和8年3月だ。次の計画がスタートする令和9年4月まで1

年間の白紙状態が生じる。本来は2、3年早めに進めておくべきだが、この期に及んでは今後の作業を早く進め、しっかりした計画を作るべきだ」。

さらに、「計画策定にあたっては、第三者の意見、有識者の考えも聞くべきだ。担当課は、各2校編成はあり方検討委員会の報告事項であり決定事項ではないと確認した」。

また、「統廃合すれば、教職員の数がかなり少なくなる。家族等その関係者も含めれば、地域や町には大きな人口減少を招くことは目に見えており、交付税にも影響するので行政にとっては痛手だ、そこも十分考慮すべきではないか」。

さらに、「一般質問での教育長の答弁にもあったように、山県方式のいいところ、例えば合同授業や小中一貫教育、部活動の地域移行を取り入れるべきだ」。

また、「素案作成してから住民説明会を行うのではなく、素案作成の前に、各地域住民との懇談会を丁寧にやっていくべきだ」。

そして、「地域住民へ計画策定の検討状況、途中経過も周知徹底すべく、お知らせ便等で報告すべきだ」という主な意見がございました。

委員会としては、これら委員たちの意見も取り入れ、性急に計画を進めるべきではないと指摘いたしました。さらに、こういった計画はコンサルタントを入れるのではなく、本来隠岐の島町をよく知る人たちで、つまり本庁内の組織や有識者による第三者委員会でまとめるべきと強く指摘しておきます。

では次に、総務課所管分の「本庁一般管理事務、会計年度任用職員報酬・手当」当直等を含めます。今回の補正は61万1,000円の減額だが、委員からは、全体的に会計年度任用職員が126人までも増えているので、安易に増やすべきではないとの意見がございました。

次に2番、議第65号にいきます。「隠岐の島町財産の交換、譲与、無償貸し付けに関する条例の一部を変更する条例」でございます。

第3条、第4条の普通財産の貸し付けや譲与については、今までの項目に「これは地域振興に資することを目的に、町長が特に必要と認めるとき」を追加するものである。

委員からは、「地域振興に資するというのは意味が曖昧だ。また、公益上必要な場合とすべきではないか」との意見がございました。

委員会としては、担当課がそういう事案の場合は速やかに当委員会に報告すべきと指摘いたしました。

3番の請願にまいります。

請願について、請願第2号「給食無償化に際し、質・量の確保に関する十分な予算措置を求める意見書を政府等に提出することを求める請願」についてです。

提出者は参政党代表、神谷宗弊氏、紹介議員は山田浩太氏です。

請願の概要は、現在物価高騰の影響により、一部の自治体では給食の質及び量の確保が困難になっている。政府は令和8年から小学校における全国一律の給食無償化を示している。自治体格差が生じないような取り組みを強く求めるものである。

これに対しまして委員からは、「意見書を提出すべき」。それから「趣旨は賛成だが意見書までは提出しなくてもよい」という賛成意見と、「政府が令和8年には給食費無償化を示していることに加え、6月議会で全体的な予算に関して政府に意見書を提出していることも踏まえ必要なし」という反対意見があり、採決の結果、採択2、不採択3で、「不採択すべし」といたしました。

次に、請願第3号「人件費の高騰に伴う老人保護措置事務費の増額に関する請願書」についてでございます。

提出者は、社会福祉法人隠岐共生学園 養護老人ホーム百寿荘、施設長 名越英貴氏。社会福祉法人愛宕会 養護老人ホーム清松園、施設長 長田栄氏。紹介議員は西尾幸太郎氏です。

請願の概要は、10月1日より最低賃金が1,033円となる見込みの中、15年前の県の最低賃金は646円であり、約6割増となる。しかし、百寿荘・清松園の一般事務費は15年前よりわずか約5%増で、現状の人件費上昇から見た内容に見合っていない。今後、独居生活者や経済的困窮者の高齢者の増加が見込まれ、スタッフの賃金の上昇率に見合った老人保護措置の事務費の増額が必要で、それが施設運営の安定化に寄与するはずである。

委員会としては、要望を適切と受けとめ、全会一致で「採択すべし」といたしました。

次に4番、所管の調査事項につきましてです。

まず、「行政組織について」話がございました。中出張所を支所に名称変更する要望について、委員からは、「2度も地区住民から要望書が出、2度とも議会は全会一致で採択しているにも関わらず、地方自治法上とか時間がかかるという理由は言い訳に過ぎず、町長が決断すれば可能である。まだ決定・実行できないのは、議会軽視である」との厳しい意見がございました。

次に、「中村デイサービスセンターの指定管理者取り消しについて」でございますが、社会福祉法人博愛から、利用者減少と介護報酬の減少で施設運営が難しいという理由で、指定管

理期間短縮の申し出が1月にあり、これまでいろいろ協議し、また武良自治会とも協議した結果、令和7年12月31日で終了はやむなしとし、また中村デイサービスセンターは休止にするとの報告がございました。委員会としては、事情を汲み、通所者の引受先を確保し利用者に不便が生じないように対応するべきだと指摘いたしました。

では次に、5番、行政視察について申し上げます。

小中学校の統廃合に関して「期待の新制度部門賞」を受けた岐阜県山県市の「山県学園構想」に出会い、教育の先進地視察を行ってまいりました。

日程及び視察先については、まず日時は8月の18日から20日。視察先は岐阜県山県市の山県市教育委員会、子どもサポートセンター。そして参加者は6名でございました。

詳細については、別添がございますので、要点を述べさせていただきます。

令和7年度、総務教育民生常任委員会行政視察報告書です。

視察の目的でございますが、令和7年3月に隠岐の島町立小中学校のあり方に関する検討委員会より、学校の適正な規模については、1学級当たり小学校は20人以上、中学校は25人以上が望ましい。適正な配置については、現在小学校7校、中学校4校あるものを小学校2校、中学校2校とするという検討結果が本町教育委員会に提出されました。本委員会では、小規模校でも統廃合せずに、子どもたちの学びを保障している自治体の取り組みを学び、本町の施策に生かせないか検討するために、今回の行政視察を行うことといたしました。

視察先及び日程は先ほどのとおりですが、視察日は、8月の19日、午前10時から午後3時までございました。参加者は6名、先ほどのとおりです。対応者は、山県市教育委員会から教育長の服部和也様他2名。山県市子どもサポートセンターの所長、大村統子様。

視察の概要についてでございますが、調査事項は次の5点といたしました。

1、山県市の概要。2、「山県教育ビジョン2025」の概要と特徴。3、小規模校を統廃合するのではなく、合同授業を行うようになった経緯。4、子ども、保護者、住民、行政の合意形成をどのようにしてきたか。5、合同授業の現状と課題は、ということでございます。

視察の概要でございますけれども、まず山県市の概要ですが、平成15年に高富町、伊自良村、美山町の3町村が合併してできた人口2万5,000人の市です。こちらの方は、82%が森林のまちです。合併都市です。山県市は「子育ち応援」のまちを目指しており、乳幼児の保育料、給食費無料、小中学校の給食費無料など、子育て負担を軽くするサポートが充実していました。

調査事項2の「山県教育ビジョン2025」の概要と特徴についてでございますが、3つの中学校と9つの小学校を統廃合せずに、多様な学びを実現する取り組みをしています。

山県市の「学校適正規模化の基本方針」は、子どもの人数の問題ではなく、一人一人の子どもの学びに軸足を置いています。そして、現有施設の有効活用を基本とするというものでございました。

具体的には、「山県教育ビジョン2025」下に図がございますけども、それをご覧いただきたいと思うんですけども、普段は自校で勉強し、体育や音楽などは隣の学校との合同授業を行い、小学校5、6年生の英語は中学に行って英語専科の先生に教えてもらうなど、小中一貫教育も取り入れておりました。

また中学校の部活動も地域クラブ活動に移行することで、小中学校の教員が15時30分以降は授業準備をしたり、校務を行ったりでき、地域クラブの指導にも行ったりできるという体制になっておりました。学ぶべきところが多かったです。

調査事項3、小規模校を統廃合するのではなく、合同授業を行うようになった経緯についてでございます。

平成19年(2007年)の適正規模検討委員会答申では、複式学級になつたら統廃合する方針であったところ、小中一貫や義務教育学校の登場、コロナ禍によるオンライン授業の登場などもあり、服部氏が教育長に就任した平成31年(2019年)から、学校統廃合は「昭和の教育」を変えるチャンスととらえ、小規模校の教育に「異年齢学習」「合同授業」を模索してきたということをお聞きしました。

そして調査事項の4、子ども、保護者、住民、行政の合意形成をどのようにしてきたかについてでございますが、どういう授業をして欲しいかについて、保護者等2,000人を対象にアンケートを実施。規模は大きくした方が良いという声がある一方で小さくても良いという回答も出てきました。そこで大規模校小規模校のいいとこどりを考え、「統廃合は地域の問題であり、意思決定は地域」という教育長メッセージを発信し、学校は「子どもの可能性の伸長」を担い、地域は「学校の課題を支援」し、教育委員会は「教育の質を担保」するという三位一体の役割分担で取り組んできたということです。

5、合同授業の現状と課題は、小学校3、4年生は隣の小学校と、音楽、体育、外国語活動を合同授業で行い、小学校5、6年生は隣の中学校で、理科、体育、外国語を小中連携で学んでいました。

課題としては、マイクロバスの移動に時間がかかる。といいましても、20分程度ですね。そして何曜日の午前中は合同授業という風にして、極力負担の少ない方法で行っていました。

また、課題としては、令和24年、25年、26年度に校舎の耐用限界をむかえる小中学校が出てきた時に、統廃合も含めて小中学校のあり方について検討する必要があるとのことでございました。

それでは次に、山県市子どもサポートセンターの視察概要です。

今年の1月から行われているということで、大変気持ちのいい場所でございましたけれども、山県市子どもサポートセンターは市役所の隣にあり、教職員が研修を行う教育センターと同じ建物にあることで、学校に行けない生徒をサポートする体制が整った施設でした。悩みを持つ子どもや保護者のワンストップ窓口であり、発達の不安や登校しぶり、集団への抵抗感や学習意欲を失っている小中学生の保護者の皆さんのが安心して相談できる場所でした。

職員の大半は教員経験者だそうです。

参加議員の所感につきましては、この次に述べてございますので、それは皆さんで、ご覧になっていただきたいと思います。

所管の調査事項については、議会閉会中も継続して調査研究を行います。

以上で、私の委員長報告は終わります

○議長（安部大助）

次に、産業建設常任委員長 6番：牧野 牧子 議員

○6番（牧野牧子）

それでは、産業建設常任委員会委員長報告を行います。

常任委員会開催日は9月4日、5日、19日、22日、24日の5日間でございました。

付託案件につきましては、別紙のとおりでございます。

審査の結果、付託案件については、すべて全会一致で「可決、認定すべし」といたしました

審査の経過及び主な意見・指摘事項についてでございます。

議第73号「令和7年度隱岐の島町一般会計補正予算（第2号）」についてでございます。

太陽光PPA発電事業実施に伴う債務負担行為限度額の設定について。太陽光PPA発電事業施設運営負担金、期間は令和7年度から令和27年度、限度額は4,200万円でございます。

令和7年6月定例会において、太陽光PPA発電事業でのパネル等設置する建物の現地調査・

電気料金の単価・契約終了後のパネルの処分の方針等に不明点があり、関連資料等の提示を求めていました。しかし、詳細な説明がなく、債務負担行為を削除する修正を議決いたしました。今回、パネル設置箇所の現地調査の実施、財政面での効果など、判断材料となる資料の詳細説明があり、委員会として、これを理解し認めるべきといたしました。

しかし、地球温暖化対策事業を進めていくとしても、財政事情の考慮や、もっと効果的な事業があれば、精査をして採り入れ、議会や、そして住民に対しても詳細な説明をしながら進めることを強く指摘いたしておきます。

次に、議第 70 号「隠岐の島町観光宿泊施設設置及び管理条例を廃止する条例」です。

これまで町が所有する観光宿泊施設について、譲渡・売却の議論を進めてきましたが、担当課から、「ホテル MIYABI の譲渡を進めるにあたり、設置条例を廃止し準備をしたい」との説明がありました。

委員会では、譲渡するに当たり、住民説明を丁寧に行うこと、引き続き観光施設として使用するよう、譲渡先と契約を結ぶべきと指摘いたしました。

次に、議第 71 号「工事請負契約の締結について」でございます。

「西郷 145 号線愛の橋仮係留施設整備工事」愛の橋架け替え工事にあたり、八尾川沿いに係留している船舶を一時的に退避するため、大津橋付近に設置する仮桟橋の設置工事請負契約である。契約の説明とともに、6 月に求めていた愛の橋架け替え事業の経過概要と、現段階での概算事業費、地盤改良工事の概要について説明を受けました。

委員からは、「仮桟橋の供用開始はいつからか」「地盤改良工事にあたり、影響調査など住民への配慮はしているのか」との質問に対し、担当課からは、「仮桟橋は令和 8 年度に陸上工事を行い、供用開始は令和 9 年度になる見込みである。軟弱地盤の事前調査は終了している。周辺への影響について注意を払うよう施工業者にも申し伝える」との説明がありました。

委員会としては、総事業費の増加も見込まれ、大掛かりな工事になることから、既設の橋梁撤去も含め、事前に地元説明を丁寧に行うよう指摘いたしました。

続きまして、認定第 1 号「令和 6 年度隠岐の島町一般会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

各支所の地域振興事業補助金事業費。この事業費は、各地域振興のため、新たな事業・イベント・活動団体への支出が適当と思われる事案に対して、各支所長の判断で支出するものである。この度、五箇支所の支出において、イベント開催時用の机や椅子の購入がされてい

ました。五箇支所からは、「イベント等で使う備品が老朽化し、今回この予算で更新を行った」との説明がありました。

委員会からは、備品購入は事務費等で行うべきであり、この補助金の本来の目的である地域活性化のための新たな事業・イベント・活動団体の創出に向けたトライアル費用として活用するべきと強く指摘いたしました。

続きまして、所管の調査事項でございます。

都市再生整備事業の進捗状況についてでございます。

西郷港周辺地区の、都市再生整備事業の進捗状況について、担当課に確認を行いました。担当課からは、本スケジュールと、町が土地を用意し、民間事業者が建設と運営を行う施設、西郷港フェリーターミナル出入口付近でございます。これについて、計画策定の支援を行う業者が選定されたとの報告がありました。

本年6月22日に開催された「まちづくりシンポジウム」で、海の見える交流館について詳細説明がありましたが、委員会からは、フェリーターミナルへの導線や、積雪が多い季節などの配慮、住民や観光客への利便性、周辺の事業者への配慮。隣接する町有施設の役割の整理をすべき等、様々な意見が出されており、それらを十分に考慮しながら、引き続き計画を進めるよう指摘いたしました。

続いて、令和7年度、産業建設常任委員会行政視察研修報告をいたします。

視察の目的です。本町では、町民・行政・事業者が一体となって、地球環境に強い危機感を持ち、地球温暖化対策実行計画を策定し、カーボンニュートラルの実現に向けた取り組みを行うために、令和5年12月「ゼロカーボンシティ宣言」の表明をしました。現在、木質ペレット、太陽光、風力発電など、再生可能エネルギーなどの取り組みをしています。

今回は、再生可能エネルギーの取り組みをする自治体をテーマとしたところ、離島である淡路島の「あわじ環境未来島構想」が、持続可能なエネルギー・農と食・暮らしの三本柱での取り組みをしていることから、視察を行うことといたしました。

視察先は、兵庫県洲本市でございます。

視察研修日は令和7年8月22日。参加者は、隠岐の島町議会、産業建設常任委員会7名と議会事務局1名、計8名でございます。

ご対応者としては、視察訪問先、洲本総合庁舎では、兵庫県淡路県民局 副局長様をはじめ県民躍動室の4名、他に洲本市役所 企画情報部企画課 担当課長様1名、計5名でご対応い

ただきました。

視察に先立って、洲本市役所及び洲本市市議会へ表敬訪問いたしました。

洲本市役所では、上崎勝規市長様、そして、洲本市議会 木戸議長様他、事務局長様も対応してくださいました。

次に、兵庫県の洲本市の概要でございます。

淡路島は、兵庫県に位置する瀬戸内海で最大の島であり、古事記に記載されている「国生みの島」として知られている。淡路市・洲本市・南あわじ市の3市で構成されており、今回訪れた洲本市は、淡路島の中央に位置し、神戸、大阪から約60kmから70kmの距離にあります。

古くから城下町として栄え、戦国時代には安宅氏が洲本城を築城しました。その後、羽柴秀吉や仙石秀久などの武将がこの地を支配し、城下町は発展を続けました。明治時代以降は、淡路市の行政の中心地として発展し、現在の洲本市となっております。

続きまして視察の概要です。

洲本総合庁舎にて研修会を開催してくださいました。「あわじ環境未来島構想」は、「国生みの島」「御食国」と呼ばれ歴史、自然、食など 豊富な地域資源に恵まれた淡路島で、住民、NPO、企業、行政(兵庫県、洲本市、南あわじ市、淡路市)が一緒になって、持続可能な地域社会モデルを生み出す取り組みであります。

この構想は、「あわじ環境未来島特区」として、国の「総合特区制度」を活用しており、現在3期目の14年目となる大事業であります。

「まち」から「むら」へのモデルづくりがあり、地方主役の持続成長モデルへとシフトした施策であり、取り組みの目標は、1つには、「エネルギーの持続」として、太陽光や風力、バイオマスなどの再エネを組み合わせ、エネルギーの自給自足を目指しています。2つ目は、「農と食の持続」として、農業や漁業を新たに始める人が増え、安全安心でおいしい食を求めて多くの人が訪れる島を目指しています。3つ目は「暮らしの持続」では、人と人、人と自然の繋がりを大切にして、誰もが生涯現役で暮らし続けられる島を目指す。こういった3本柱からなっておりました。

そして次に、具体的な取り組みについて、現場にて説明をしていただきました。

最初に、暮らしをテーマにした、大学生まちなか滞在拠点施設「よりまち荘」を見学しました。洲本市が取り組む、域学連携活動の一環として、大阪工業大学の建築学科の学生とと

もに、デザインから施工までを、地元工務店とともにリノベーションを行っています。母屋2階は、地域おこし協力隊やまちづくりに協力する大学生などが無料で宿泊できる施設となっており、市内に同様の施設が6か所設けられ、施設改修や地域のイベントに多くの学生が参加し、賑わいを生んでいるとのことありました。

2つ目は、「龍谷フロートソーラーパーク洲本」に現地視察をいたしました。

龍谷大学との連携による地域貢献型再エネ事業の推進例の1つに、ため池を活用したフロート型の太陽光発電所を見学いたしました。

ため池に浮かぶ大規模な太陽光発電施設は、地域貢献型再エネ事業として、龍谷大学をはじめ洲本市や地元の金融機関などの5社が事業を推進しており、豊かで自立した持続可能な地域社会の実現を図ることを目標としており、洲本市の先進的な取り組みを実感することができました。また、売電で得た収益については、地域の活性化に還元される仕組みにもなっておりました。

しかし、当初の計画では想定されていなかった、雑草駆除の問題が発生するなどの課題も聞くことができました。本町でも、温暖化対策事業に取り組むにあたっては、様々な問題がないか、事前にしっかりと調査をし取り組む必要があると感じました。

3か所目です、「ウェルネスパーク五色 ゆ~ゆ~ファイブ」に視察に伺いました。

洲本市はバイオマス産業都市に認定されており、バイオマス利活用の取り組みをして、竹資源の有効利用の取り組みを行っています。竹チップを主燃料とするバイオマスボイラーを導入し、温泉施設への熱供給を行っている施設を視察いたしました。竹チップボイラーの運転状況や課題等については、担当者から詳しい話を聞くことができました。

竹チップ有効利用となった背景には、繁殖力の旺盛な竹林が害獣の住処となるため、竹を切って乾燥し燃料として役立てようと挑戦したのが始まりとのことありました。

この設備の維持管理には手間と費用がかかり苦労する面も多く、視察時も故障中の状況がありました。「想定外の厳しい状況ではあるが、竹を資源として活用した再生可能エネルギーの施策の維持のために継続している」との、本音の部分も話していただきました。

最後に、農と食をテーマとする、「のじまスコーラ」の視察を行いました。6次産業モデル施設の「のじまスコーラ」は廃校になった小学校を淡路市に移転した大手企業の関連会社と連携をし、そのまま利用した地域活性化のシンボル的施設であります。

地域の产品を商品化した6次産業化と、ミニ動物園の併設による新たな観光のモデルとし

て注目をされており、平日のお昼過ぎにもかかわらず、夏休み中の子ども連れのお客様や観光客を中心に大変賑わっておりました。

レストラン、マルシェ、ミニ動物園など多様な施設を展開し、観光、食、交流を結びつける取り組みが進められており、その積極的な姿勢が印象に残りました。

本町においても、ものづくり学校や、旧那久小学校などの廃校施設の活用において、大いに参考となるモデル事例であったと感じております。

最後に、今回の視察において、洲本市役所並びに兵庫県淡路県民局の皆様にはご多忙の中、たくさんの資料の準備から現地視察のご案内までひとかたならないお世話をいただき、各議員がかけがえのない、多くの収穫を得ることができましたことを改めて深く感謝申し上げたいと思います。そして各議員の所感については後半に掲載しておりますので、後程ご確認ください。

以上で、産業建設常任委員会委員長報告を終わります。

所管の調査事項については、議会閉会中も継続して調査、研究いたします。以上です。

○議長（安部 大助）

以上で、「委員長報告」を終わります。

日程 第 2. 討論

「討論」を行います。

町長提出議案の、議第 63 号「隠岐の島町職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例」から認定第 6 号「令和 6 年度隠岐の島町下水道事業会計決算の認定について」までの 21 議案、及び本日の議事日程第 1 で行いました各委員長報告を一括して討論に付します。

まず、反対者の発言を許します。

5 番：山田 浩太 議員

○5番（山田 浩太）

私はですね総務教育民生常任委員長報告のうち、請願第 2 号「給食無償化に際し、質・量の確保を担保するための国による十分な予算措置を求める意見書」の採決に際しまして、賛成少数で「不採択」となったことに対し、反対討論を行わせていただきます。

まずははじめに、この本請願の内容について確認させていただきたいと思います。

学校給食は、子どもたちの日々の食事の 3 分の 1 を占め、成長期にある子どもたちの心身

の発達において極めて重要な役割であると考えております。しかしながら、現在、物価高騰の影響により、一部の自治体では、給食の質及び量の確保が困難となっている実態実情、こういったものがあります。そんな中、国による給食の無償化の実現は、給食の安定供給と子育て支援や少子化対策への貢献という側面から、極めて重要な政策的意義を持っています。

石破総理は、本年の2月17日、衆議院の予算委員会で、小学校の給食の無償化を2026年度、来年度です。来年度以降できる限り早期に制度化したいという風に表明をしており、また段階的に中学校の給食の無償化の方も進めていく方針であるということに言及をされております。

こういった国が進める給食の無償化については、家庭の経済的負担軽減という観点から見ましても、実施すべきであるという風に考えております。しかし、実施にあたっては、物価高騰等の影響により、給食の質や量が低下をすることがないよう、国に対し十分な予算措置と、地方格差を生まない制度設計を要望する、求めるものあります。

文部科学省が定める学校給食の摂取基準というものがありまして、これによりますと、小学生8歳から9歳までの子どもたちに必要な給食1食当たりのエネルギー量、これ現状650キロカロリーとなっています。また、12歳から14歳まで、中学生ごろの子どもたちは830キロカロリー。これが文科省が定めている学校給食の摂取基準という風になっておりまして、これ最低基準として定めているんですが、しかしほうね、これ直近の令和4年度に行われた学校給食の栄養報告の調査結果によりますと、エネルギーの平均摂取量は小学校全体で、現在これ583キロカロリーです。中学校全体ではこれが同じく735.5キロカロリーという風になっておりまして、いずれも学校給食の摂取基準、こういったものを下回っているという現状があります。

つまり、現状でも、全国で平均して見ていくと、このエネルギー量、質であったり量、こういったのが足りていないという現状があります。またほうね、さらに実際の事例も深刻な問題がありまして、1例をここでご紹介させていただきますと、これすべて今年のニュース報道によるものですが、大分市の公立小中学校の給食では、1食当たり平均カロリーが基準をすべて下回っていると市の教育委員会が発表されています。理由は食材費や物価高騰の影響によるものであるということです。同様の理由で、北海道の旭川市、沖縄県の公立小中学校、徳島市立の中学校15校、そして千葉県の佐倉市でも同様に、この必要最小限のエネルギー量が足りていないということがニュースになっております。

またですね、これ皆様もご記憶にあるかもしれません、今年の4月にですね、福岡市の小学校で給食のおかずが鶏の唐揚げ1つだけだったという報道がなされました。これはですね、唐揚げ、鶏の唐揚げ1つというのは、カロリー量というものを満たしている650キロカロリーを満たしているそうなんですが、やはり、これは子どもたちのこの数値だけでは表せないですねやはり心身ともに、この給食の質や量の低下というものは、大きな影響を与えるものであるという風に私は思っております。

さらに、近年ではですね、この子どもたちの体力低下、こういったものも指摘されております。こちらも文科省の体力運動能力の調査によりますと、10歳の子どもたちを対象に、1964年代、今から約60年ほど前になりますが、約60年ほど前の子どもと、2023年現在の子どもたちを、同じ10歳で運動能力等を調査して比較したところによるとですね、50メートル走も、例えばボール投げ、こういったものをすべて運動能力というのもこれ低下しております。

ボール投げであると、60年前の子どもたちが30メートルボールを投げることができたのが、今の子達は20メートルしかボールを投げることができないということになっております。こういった、体力、こういったところにもですね私は食による影響、様々言われます今スマートフォンであったりとかゲームというものが、子どもたちやるようになってしましました。

それから、保護者や社会における学力重視の意識、こういったものであったりですか、子どもたちがなかなか外遊びをしたり、スポーツをする機会が減ってしまう、不規則な生活をしてしまうと、いろんな理由があって、子どもたちの体力が低下をしている要因になっているという風に言われていると思いますが、私はですね、この毎日の食生活の変化、そして必要な栄養エネルギーの摂取不足、こういったものも大きな要因であるという風に考えております。

このままいきますと、国の、いや、政府の都合だけでですね、無償化というものが進んでしまいます。結果として、子どもたちの食や質や量が損なわれることはですね、これ絶対に避けなければいけないものだという風に私は思っております。こういった声にですね私たち、この地方から声を上げ、国に対し十分な予算措置と、制度設計を強く求めるべきであるという風に考えております。

また、私はですね、先の今回一般質問でも、本町の子育て計画について質問をさせていただきました。町長の答弁からもですね、本町は子育て施策が充実しているという風な印象を持っております。これは子育て世代が本町への移住であったり、定住をその促進につなげら

れるものでありますて、その姿勢をですね、さらに示すためにも、本議会としても、こういった子育て支援、給食、子どもたちの食べるものに対する問題提起、要望というものは出し続けていくということは、極めて意義があるものだという風に考えております。

先ほど委員長報告の中でも触れていただきました6月の定例会の中で、この町議会で国に対する予算措置の要望、地方財政の充実という中で、議会として提出をいたしました。そして、やはりその中と同じ意味になるんじやないかという委員会のお声があつたということで、私も十分それは理解ができます。ただし一言私から申し上げたいのは、やはりさらに、地方財政の充実、これをしていくのはもちろんのことではあるんですが、やはりこの子どもたちの未来、食、そして、2026年度、来年度にこの給食無償化は早ければ実現していくという流れが来ていますので、手遅れになる前に、やはり声を、この地方から押し上げていきたいという思いがございます。

最後になりますが、皆さまの子どもや、お孫さんの世代、そして未来の日本、そしてこの島を支える子どもたちの健康を守るために、是非とも、議員皆さまからのご賛同を強くお願ひして、私からの反対討論とさせていただきます。

○議長（安部大助）

次に、賛成者の発言を許します。

（「なし」の声を確認）

次に、反対者の発言を許します。

6番：牧野 牧子 議員

○6番（牧野牧子）

「給食無償化に際し、質・量の確保に関する意見書を政府に提出することを求める請願」について、委員長報告に対して反対討論をいたします。

子育て世代にもたらす物価高騰での食費を抑えるご家庭は、とても増加しているものではないかと考えられます。その中、給食費の無償化に対しては、とてもありがたいことだと感じておりますが、現在は、主食であるお米調達も困難な状態であり、ご家庭の食育レベル、実際、ご家庭での食育レベルなども低下をしていると懸念するところでございます。

現在、うちにも孫がおりますけども、同居しておりますが、小学校の給食費が260円と、その中でもご飯、主菜、副菜、そしてデザートがついておったりとか、とても家庭では実現できないぐらい、本当に充実した給食の生活を送っておるということも聞いております。

そして保護者は、家庭では給食の献立表などの配布は目にします。しかし、質や量、どれだけを子どもたちが摂取しているかということは分かりません。知らぬ間に、もしかして、無償化になった時に、質や量のレベルが下がった時にも、それが当たり前に出ているので、どれだけ摂取できているかということは保護者には気が付きません。

そして、無償化になって、質・量が変わるといったことも、他の自治体ごとに差があるのでは、といったことも、ママ友同士の仲間との話題にもよく上がるとの意見も聞かれました。

今回、政府に向けて、以前に「意見書」が出ているからということではなく、何度も町の方からも要望活動に対して、こういったことは応援していただきたい。「意見書」を提出する提出者に私は賛同するものでございます。

子育て世代も「住んでよかったです」という部分は、これにとても期待するものでございます。
皆さま、ご賛同してくださるよう重ねてお願いして、反対討論にいたします。

よろしくお願ひいたします。

○議長（安部大助）

次に、賛成者の発言を許します。

（「なし」の声を確認）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声を確認）

以上で、「討論」を終わります。

日程第3. 採決

「採決」を行います。

採決は、起立によって行います。

まず、はじめに、議第63号「隠岐の島町職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例」から議第70号「隠岐の島町観光宿泊施設設置及び管理条例を廃止する条例」までの8件を、一括して採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

起立「全員」であります。

したがって、議第63号から議第70号までの8件は、委員長報告のとおり「可決」

されました。

次に、議第 71 号「工事請負契約の締結について〔令和 7 年度メンテナンス補助 西郷 145 号線愛の橋仮係留施設整備工事〕」を採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 71 号は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第 72 号「町道路線の変更について」を採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 72 号は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第 73 号「令和 7 年度隱岐の島町一般会計補正予算（第 2 号）」について採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 73 号は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第 74 号「令和 7 年度隱岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）」から議第 76 号「令和 7 年度隱岐の島町下水道事業会計補正予算（第 2 号）」までの 3 件について一括して採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 74 号から議第 76 号までの 3 件は委員長報告のとおり「可決」さ

れました。

次に、議第 77 号「令和 6 年度隱岐の島町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 77 号は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、認定第 1 号「令和 6 年度隱岐の島町一般会計歳入歳出決算の認定について」から認定第 6 号「令和 6 年度隱岐の島町下水道事業会計決算の認定について」までの 6 件について一括して採決します。

本案に対する委員長報告は、「認定」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、認定第 1 号から認定第 6 号までの 6 件は委員長報告のとおり「認定」することに決定いたしました。

次に、請願第 2 号「給食無償化に際し、質・量の確保に関する意見書を政府等に提出することを求める請願」について、採決します。

本案に対する委員長報告は、「不採択」です。

したがって、原案について採決します。

この請願を「採択」することに賛成の方は起立願います。

賛成 8 人、反対 5 人

(起 立 多 数)

起立「多数」であります。

したがって、請願第 2 号は原案のとおり「採択」することに決定しました。

次に、請願第 3 号「人件費の高騰に伴う老人保護措置事務費の増額に関する請願」について、採決します。本案に対する委員長報告は、「採択」です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、請願第3号は委員長報告のとおり「採択」することに決定しました。

以上で「採決」を終わります。

日 程 第 4. 議 員 提 出 議 案 の 上 程 及 び 審 議

「議員提出議案の上程及び審議」を行います。

本日、お手元に配付いたしましたとおり、発委第3号「隠岐の島町議会委員会条例の一部を改正する条例」、発委第4号「隠岐の島町議会会議規則の一部を改正する規則」の2件の議案が委員会提案されました。

本案は、隠岐の島町議会会議規則第14条第3項の規定により、委員会提案の要件を満たしていますので、直ちに議題といたします。

「提案理由の説明」を行います。

発委第3号「隠岐の島町議会委員会条例の一部を改正する条例」及び発委第4号「隠岐の島町議会会議規則の一部を改正する規則」について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

議会運営委員長8番：村上謙武議員

○8番（村上謙武）

それでは、発委第3号「隠岐の島町議会委員会条例の一部を改正する条例」について提案理由の説明を申し上げます。

提案の理由ですが、全国町村議會議長会による、標準町村議会委員会条例の一部改正に伴い、本町の委員会条例の一部を改正するものであります。

その概要につきましては、主なものとして、大規模災害時や感染症の蔓延の場合において、委員会を、オンラインで開会する場合の特例について規定するものであります。詳細につきましては、新旧対照表を添付しておりますので、ご確認ください。

以上で、発委第3号の提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

続きまして、発委第4号「隠岐の島町議会会議規則の一部を改正する規則」について、提案理由の説明を申し上げます。

提案の理由ですが、全国町村議會議長会による、標準町村議会会議規則の一部改正

に伴い、本庁の会議規則の一部を改正するものであります。

その概要につきましては、改正により主に議会における諸手続きをオンラインによることを可能とするものであります。また会議時間の変更及び議場での携帯品についての規定も改正しております。詳細につきましては、新旧対照表を添付しておりますので、ご確認ください。

以上で、発委第4号の提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（安部大助）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

最初に、発委第3号の「質疑」を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声を確認）

「質疑なし」と認めます。

次に、「討論」を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声を確認）

「討論なし」と認めます。

これより「採決」を行います。

採決は、起立によって行います。

発委第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

起立「全員」であります。

したがって、発委第3号は原案のとおり「可決」されました。

次に、発委第4号の「質疑」を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声を確認）

「質疑なし」と認めます。

次に、「討論」を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声を確認)

「討論なし」と認めます。

これより「採決」を行います。

採決は、起立によって行います。

発委第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、発委第4号は原案のとおり「可決」されました。

以上で、「議員提出議案の上程及び審査」を終わります。

ここで、1件の議案が提案されるということでございますので、議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

(本会議休憩宣告 14時40分)

(全員協議会開会宣言 14時40分)

○議長（安部大助）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

(全員協議会閉会宣言 15時47分)

(本会議再開宣言 15時47分)

お諮りします。

ただ今、山田浩太議員他2名から、発議第1号「給食無償化に際し、質・量の確保を担保するための国による十分な予算措置を求める意見書」が提出されました。

本案は、隠岐の島町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、議員提案の要件を満たしていますので、直ちにこれを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認めます。

したがって、発議第1号を日程に追加し、追加日程第1として議題にすることに決定いたします。

追 加 日 程 第 1. 議 員 提 出 議 案 の 上 程 及 び 審 議

「議員提出議案の上程及び審議」を行います。

ただ今、議題となりました本案は、隠岐の島町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、議員提案の要件を満たしていますので、直ちに議題といたします。

「提案理由の説明」を行います。

発議第1号「給食無償化に際し、質・量の確保を担保するための国による十分な予算措置を求める意見書」について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

5番：山田 浩太 議員

○5番（山田 浩太）

発議第1号についての提案理由を説明させていただきます。

今回、先ほどの討論で内容について説明をさせていただきましたが、「給食無償化に際し、質・量の確保を担保するための国による十分な予算措置を求める意見書」です。

提出者は隠岐の島町議会議員 山田浩太、賛成者は隠岐の島町議会議員 牧野牧子、同じく松山貢です。

内容については、先ほどの討論の中にある程度含めておりますが、やはり子どもたちの学校給食、食の部分というところを、これから質や量が減っていかないように、しっかりと子どもたちの食というものを守っていくことを、町議会として、国に対し要望するものとなっております。

項目といたしまして2つでございますので、読み上げさせていただきます。

1ページ目、見開き左側の下段からになりますが、1つ、給食無償化の実施にあたっては、物価高騰等の影響により給食の質や量が低下することのないよう、国による適切な制度設計と十分な予算措置を講じること。

2、給食無償化にあたっては、長期欠席児童生徒や学校外で学ぶ子どもたちにも格差が生じないよう、支援制度を整備すること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出させていただきます。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、農林水産大臣です。以上です。

○議長（安部大助）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

「質疑」を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声を確認)

「質疑なし」と認めます。

次に、「討論」を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声を確認)

「討論なし」と認めます。

これより「採決」を行います。

採決は、起立によって行います。

発議第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

賛成9人、反対4人

(起立多数)

起立「多数」であります。

したがって、発議第1号は原案のとおり「可決」されました。

以上で、「議員提出議案の上程及び審査」を終わります。

日 程 第 5. 委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件

「委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件」を議題とします。

お手元に配付いたしましたとおり、各常任委員長、特別委員長から隠岐の島町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査・調査の申し出がありました。

お諮りします。

これを閉会中の継続審査・調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認めます。

したがって、各常任委員長、特別委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

以上で、「委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件」を終わります。

日 程 第 6. 議 員 派 遣 の 件

「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。

お手元に配付のとおり、議員派遣を行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認めます。

したがって、議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、「議員派遣の件」を終わります。

以上をもって、本定例会に提出された議案は、継続審査・調査となつた案件を除き全て議了いたしました。

会議を閉じます。

以上で、「令和7年第3回隱岐の島町議会定例会」を閉会します。

(閉会宣言 15時54分)

以下余白